

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在するB会社（以下「会社」という。）に雇用され、香料の調香業務に従事し、平成〇年〇月からはガスクロマトグラフィー質量分析法（以下「GC/MS」という。）を用いた分析作業等に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年頃から、皮膚のかゆみ、発疹等の症状が出現し始め、その後症状が強くなり、平成〇年〇月〇日には、服を脱いだ際、今までとは明らかに違う赤い発疹が出ていることに気付いたという。請求人は、同年〇月〇日、C皮フ科に受診し、「ジクロロメタンによる全身性接触皮膚炎（体幹・四肢）」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、業務によりジクロロメタンを使用したため皮膚炎を発症したものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

3 当審査会の判断

- (1) 請求人は、ジクロロメタンあるいはジエチルエーテルを使用した直後に赤い発疹が発現していることから、業務との因果関係は明らかである旨主張している。

請求人は、平成〇年〇月に会社に入社後、平成〇年〇月に品質保証部に異動となり、GC/MS分析業務に就いたものであるが、ジクロロメタンは会社入社後から使用しており、1年に2、3回はジクロロメタンを使用した分析・測定等を行い、通算して20回程度は分析・測定等を行ったと述べている（本件審理）。また、請求人は、諸症状の出現について、平成〇年〇頃に気持ちが悪くなったと述べ、平成〇年頃に皮膚のかゆみと発疹が出始め、同年〇以降症状が強くなり、平成〇年〇月〇日に赤い発疹が強く出ていることに気付いたとしている。さらに、請求人は、会社を退社以降、ジクロロメタン等の有機溶剤を取り扱っていないものの、現在も皮膚のかゆみはなくなり、体調が悪いときには赤い発疹が出ると述べている（本件審理）。

以上の経緯からみると、請求人が主張するように、ジクロロメタンを使用した直後に皮膚のかゆみ及び発疹等の症状が出現したものとは判断し得ず、さらに、症状が強くなったとされる平成〇年から平成〇年にかけて、ジクロロメタンに直接接触したなど通常の使用とは異なる事情があったとも認められないことからすれば、発疹等の症状と業務との因果関係が明らかであるとはいえないものと思料する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日にジエチルエーテル抽出物の測定・解析後、体調に異変を感じたとも述べているが、ジエチルエーテルを使用したのは

同日だけであったと述べていること（本件審理）から、同日以前である同年○月○日の診療費に係る本件処分に関係しないことは明らかである。

(2) 請求人は、決定書の記載について、ジクロロメタンの使用量や使用頻度、作業環境に係る会社の対応等には事実と異なることが多くあると主張しているが、ジクロロメタンの使用については、仮に請求人が主張するような状況であったとしても、1年に2、3回程度の頻度で分析資料の抽出や微細な機器の洗浄を行うために用いていたものであるという状況からすれば、一般的に身体に影響をもたらす量であったとは判断し得ない。

また、たとえ会社の職場環境の管理に不十分な面があったとしても、衣服にジクロロメタンが蓄積するような長期間のばく露があったとは認められず、衣服に覆われた部分の皮膚に、揮発したジクロロメタンが接触して身体への変化をもたらしたとの請求人の主張を認めることはできない。

(3) なお、請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。